高知大学医学部附属病院医療技術部規則

令和3年1月21日 規 則 第20号

最終改正 令和4年5月10日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則第10条の2第5項の規定に基づき、医療技術部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 医療技術部は、医学部附属病院の医療職員(第4条第1項第1号から第6号までに規定する職員をいい、以下「医療技術職員」という。)を一元的に組織することにより、効果的な業務運営を推進し、医療技術に関する教育、研修の充実を図ることにより、病院運営及び診療支援並びに患者サービスの向上に資することを目的とする。

(業務)

- 第3条 医療技術部は、前条の目的に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 医学部附属病院における検査・診断・治療に関すること。
 - (2) 医学部附属病院における包括的な医療機器の保守管理に関すること。
 - (3) 医学部附属病院における研究支援に関すること。
 - (4) 医療技術職員の人材育成及び教育に関すること。
 - (5) 医療技術職員の人員配置等に関すること。
 - (6) その他医療技術部の目的を達成するために必要な業務

(組織)

- 第4条 医療技術部は、次の各号に掲げる職員により組織する。
 - (1) 診療放射線技師
 - (2) 臨床検査技師
 - (3) 理学療法士
 - (4) 作業療法士
 - (5) 言語聴覚士
 - (6) 臨床工学技士
 - (7) その他必要な職員

(部長及び副部長)

- 第4条の2 医療技術部長(以下「部長」という。)は、診療放射線技師長、臨床検査技師長、療法士長、臨床工学技士長、その他これらの者と同等として病院長が適格と認める医療技術職員のうちから選考により選出された者を病院長が任命する。選考については、病院長が別に定める。
- 2 部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。
- 3 部長に欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とし、前項ただし書 の期間には加えないものとする。
- 4 医療技術部副部長(以下「副部長」という。)は3人とし、それぞれ次の各号に掲げる 事項について担当し、部長の職務を補佐する。
 - (1) 総務·研究
 - (2) 教育
 - (3) 業務·医療安全
- 5 副部長は、診療放射線技師長、臨床検査技師長、療法士長及び臨床工学技士長のうちから、部長の意見を聴いて病院長が任命する。
- 6 副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 部長に支障があるときは、部長があらかじめ指名する副部長がその職務を代行する。 (部門)
- 第5条 医療技術部に次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる医療技術職員を所属させる。
 - (1) 臨床検査部門 臨床検査技師
 - (2) 放射線部門 診療放射線技師
 - (3) リハビリテーション部門 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
 - (4) 臨床工学部門 臨床工学技士

(技師長等)

- 第5条の2 第5条に規定する各部門に、次のとおり技師長又は技士長(以下「技師長等」 という。)を置く。
 - (1) 臨床検査部門 臨床検査技師長
 - (2) 放射線部門 診療放射線技師長

- (3) リハビリテーション部門 療法士長
- (4) 臨床工学部門 臨床工学技士長
- 2 技師長等は各部門における技術に関する業務を掌理する。
- 3 第5条に規定する各部門に、必要に応じ次のとおり副技師長又は副技士長(以下「副技師長等」という。)を置く。
 - (1) 臨床検査部門 副臨床検査技師長
 - (2) 放射線部門 副診療放射線技師長
 - (3) リハビリテーション部門 副療法士長
 - (4) 臨床工学部門 副臨床工学技士長
- 4 副技師長等は技師長等の職務を補佐する。
- 5 技師長等及び副技師長等の選考については、病院長が別に定める。 (主任等)
- 第5条の3 第5条に規定する各部門に、必要に応じ主任技師又は主任を置く。
- 2 主任技師及び主任は、上司の命を受け、担当の技術に関する業務を処理する。 (部門長)
- 第6条 第5条に規定する部門に部門長を置く。
- 2 部門長は、当該部門の業務を統括する。
- 3 部門長は、臨床検査部門は臨床検査技師長、放射線部門は診療放射線技師長、リハビリテーション部門は療法士長、臨床工学部門は臨床工学技士長をもって充てる。

(運営委員会)

- 第7条 医療技術部の運営に関し必要な事項を審議するため、医療技術部運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会については、別に定める。

(中央診療施設等との関係)

- 第7条の2 医療技術部は、医療技術職員を一元的に所属させるための組織であり、中央 診療施設、診療支援施設及び診療科(以下「中央診療施設等」という。)の管理及び運 営は、当該中央診療施設等が行う。
- 2 医療技術職員は中央診療施設等に配置され、当該中央診療施設等の長の命を受け、業 務を遂行する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、医療技術部の組織及び運営に関し必要な事項は、 病院長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日規則第37号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年5月10日規則第11号)

この規則は、令和4年5月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。